

物価高騰対策 事業継続支援給付金給付事業

商工観光部商工振興課

事業費：349,436千円

(A+B+C)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られることから、本市では市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。
全国的に感染力の強い「BA.5 (ビーエーファイブ)」による爆発的な感染拡大が続く中、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油や物価高騰等に伴い、様々な業種の事業者が更なる経済環境の悪化に直面し、収益が大きく減少するなど、市内事業者は、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

【対象者】

市内中小企業者等（農林水産業を含む。） 2,600事業者

【給付要件・金額】

区分	物価高騰支援	事業継続支援
給付要件	令和4年4月から9月までのいずれかの月における仕入れ金額等が、平成31年、令和2年又は令和3年の月平均額等に比して、 <u>10%以上上昇</u> していること。	令和4年4月から9月までのいずれかの月の売上が、平成31年、令和2年又は令和3年同月等に比して <u>20%以上減少</u> していること。
	令和4年3月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。	
	事業所得を申告していること。	
給付金額	令和元年、令和2年又は令和3年に市税を納付していること。 等	
	173,000千円 <u>A</u> （負担金補助及び交付金） 法人（860事業者）：一律10万円 個人事業主（1,740事業者）：一律5万円	173,000千円 <u>B</u> （負担金補助及び交付金） 法人（860事業者）：一律10万円 個人事業主（1,740事業者）：一律5万円

★「物価高騰支援」及び「事業継続支援」のいずれにも該当する場合は、重複して受給することができる。

【申請開始】 ※予算成立から1ヶ月程度を想定（10月中旬成立の場合は、11月中旬から下旬を想定）

【事務費】 3,436千円 C（報酬、職員手当等、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料）